

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(3) 第2次川崎市自殺対策総合推進計画の策定について

資料1 「第2次川崎市自殺対策総合推進計画 概要版」について (A3)

資料2 「第2次川崎市自殺対策総合推進計画（案）の策定に伴う
パブリックコメント手続きの実施結果について」

参考資料 第2次川崎市自殺対策総合推進計画に係る所管部署一覧

別冊 第2次川崎市自殺対策総合推進計画

別冊 第2次川崎市自殺対策総合推進計画 概要版

平成30年4月26日

健康福祉局

第2次川崎市自殺対策総合推進計画 概要版



1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

平成25(2013)年12月に制定された「川崎市自殺対策の推進に関する条例」をもとに、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための「自殺対策総合推進計画」を定め、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の3年間を計画期間として、自殺対策を推進してきました。

国における自殺対策基本法の改正及び自殺総合対策大綱の見直しや本市計画を推進する中で、地域における未遂者支援の体制の構築や自殺と精神保健に関する啓発及び周知の多層的な実施、地域精神医療体制の確保、多様性を認め、社会の中に個々人の居場所があるという感覚を持つことができる社会環境作りなどの重要性が高まっています。自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を踏まえ、更なる対策の推進を図るため、第2次計画を策定し、必要な施策を推進していきます。

(2) 計画の位置づけと期間

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえつつ、平成26(2014)年4月施行の「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づく計画とし、川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念として、川崎市地域福祉計画やかわさきノーマライゼーションプランといった関係する他の計画と連携を図ります。

計画の期間は、平成32(2020)年度までの目標達成に向けて、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間とします。

ただし、自殺対策基本法または自殺総合対策大綱が見直された場合等、必要に応じて見直しを行うこととします。

2. 基本理念

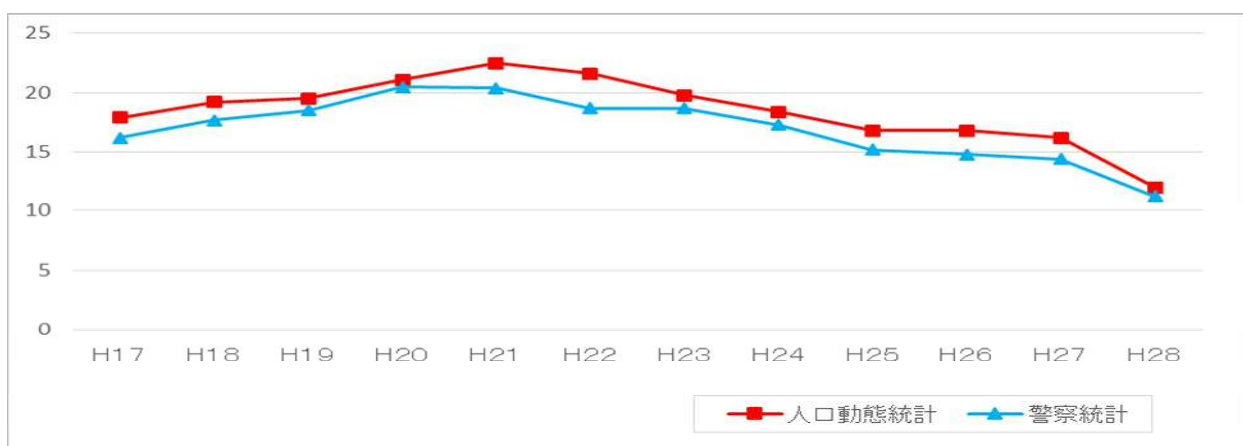
(1) 計画の基本理念

学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指します。

(2) 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンとの関係性

自殺対策総合推進計画は、川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念として、目標の達成に向けて、具体的な取組を進めていくこととします。

3. 川崎市の現状



		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人口動態統計	自殺者数	238	258	267	293	317	308	284	265	243	246	239	178
	自殺死亡率	17.9	19.2	19.5	21.1	22.5	21.6	19.8	18.4	16.8	16.8	16.2	12.0
警察統計	自殺者数	215	237	254	285	288	267	268	249	220	216	212	168
	自殺死亡率	16.2	17.7	18.5	20.5	20.4	18.7	18.7	17.3	15.2	14.8	14.4	11.3

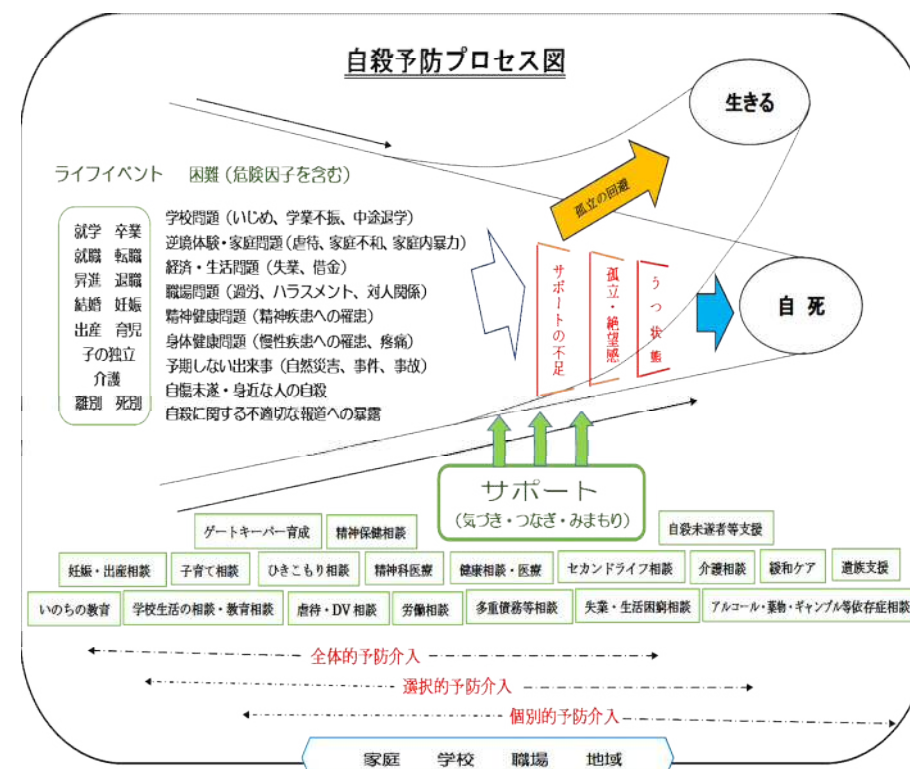
警察統計、人口動態統計とも、自殺死亡率は平成21(2009)年以降減少傾向にあります。平成28(2016)年の人口動態統計による自殺死亡率は12.0、警察統計は11.3で、両者とも平成27(2015)年から大きく減少しています。

4. 自殺総合対策を推進するうえでの基本的認識

自殺は、多くの場合、自殺リスクを増加させるような出来事や病気(危険因子)が重なり、それを減少させるもの(保護因子)が乏しい中で発生するため、危険因子を少なくして、保護因子を増やす取組を進めていく必要があります。また、自殺の危険因子や保護因子はライフステージによって異なります。

自殺予防のサポートには、すべての人々を対象とする「全体的予防介入」、自殺の危険因子が重なった人々を対象とする「選択的予防介入」、自殺の危険の迫った特定の個人を対象とする「個別的予防介入」の3つがあります。

自殺対策には、市民の生涯にわたって、これらの介入が効果的に行われるよう、幅広い領域の協働と総合的な対策が必要です。



全体的予防介入
全ての市民を対象とし、サポートを受けることへの障壁を取り除くとともに、自殺の手段に容易にアクセスできにくくすることで、社会における自殺の危険を小さくするものです。

選択的予防介入
自殺の危険因子が重なったハイリスクな人々を対象とし、危険因子を少なくして、保護因子(サポート)を強化する取組を、「地域づくり」や「個人の生活を守る取組」として進めます。

個別的予防介入
自殺の危険因子が重なり、保護因子(サポート)が乏しい状態にある、特定の個人を対象とします。

5. 主要な課題

※ 下線部は第2次計画で新たに加わった内容

(1) 自殺の危険度の高い対象者への対策

自殺未遂者等を対象とした地域や関係する機関による連携支援といった対策及び遺族等への総合的な支援が必要です。

(2) ライフステージ別の対策の必要性

自殺予防プロセス図を参考に、ライフステージごとの対策が必要で、特に若年層に対する対策が必要です。

(3) 地域ごとの自殺対策の必要性

各地域に特徴があり、自殺の実態にもそれぞれの特徴があるため、地域に応じた対策とつないでいくことが必要です。

(4) 多様性を尊重し、共に支え合える組織づくり、地域づくり

多様性を尊重し、自己肯定感を醸成し、共に支え合える組織づくり、地域づくりを進め、誰もが自殺に追い込まれない社会をつくる必要があります。

(5) 支援者・組織間の連携強化及びそれを担う人材育成

ゲートキーパーの役割を理解し、また担ってもらうこと、さらに、連携支援やコーディネートを行うことのできる人材を育成することが必要です。

(6) 自殺と精神保健の問題へのスティグマの減少【新規】

自殺と精神保健の問題へのスティグマは、市民が援助を受ける際の大きな障壁となることから、スティグマを無くしていくために、自殺や精神保健の問題についての正しい知識や理解を高めていくことが必要です。

(7) 地域精神医療体制の確保【新規】

市民が必要な時に身近な地域で適切な相談支援や精神科医療が受けられる体制を確保することが必要です。

第2次川崎市自殺対策総合推進計画 概要版



6.計画の目標

「自殺死亡率（人口10万に対する年間の自殺者数）の減少」はWHO（世界保健機関）の世界自殺レポートの定量的指標とされており、大綱においても目標になっています。また、川崎市の人口が増加している中で、単年度ごとに増減する自殺者数の実数を継続して目標に掲げるより、3年間の平均の「自殺死亡率の減少」を使用することが適切と考えられます。

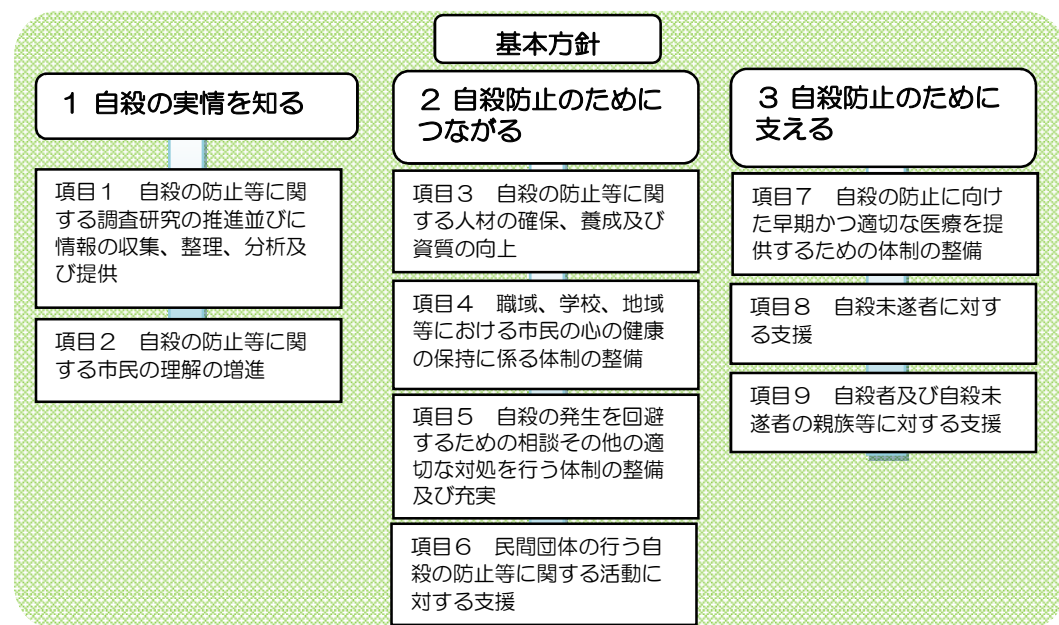
また、地域包括ケアシステムの中で自殺の危険因子を少なくし、保護因子を増やす取組を進め、各ライフステージにおいて全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入等、総合的な取組を行うことが必要と考えられます。

そのため、自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図ります。

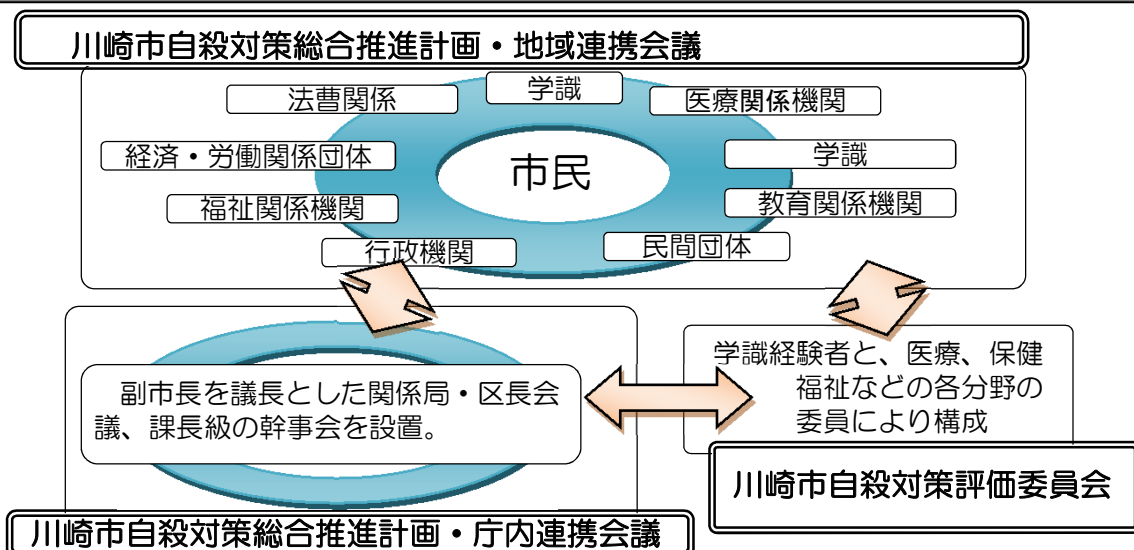
定量的な目標：人口動態統計における過去3年間（平成26（2014）年 - 平成28（2016）年）の自殺死亡率の平均15.0を基準として、次の3年間の平均を5%以上減少（14.2以下）することを目指します。

定性的な目標：自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図ります。

7.基本方針・施策体系



8.推進体制



9.取組項目

※ 取組の太字は主要な取組と関連する内容

方針1【自殺の実情を知る】

項目1 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

【全体的予防介入】 **自殺対策に関する調査研究、自殺未遂者実態把握**他、自殺関連情報の提供、かわさき市民アンケートの定期的な実施

項目2 自殺の防止等に関する市民の理解の増進

【全体的予防介入】 **自殺予防に関する普及啓発事業**他、「いのち、こころの教育」の推進、かわさき健康づくり21関連事業、産業保健分野への普及啓発、モデル地区における普及啓発

方針2【自殺防止のためにつながる】

項目3 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

【全体的予防介入】 **市職員の人材育成、ゲートキーパー講習の実施**他、教職員の資質向上、教職員向け心の健康相談支援事業、児童・思春期事例検討会の開催、学校出前講座(教職員対象)の実施、かかりつけ医うつ病対応力向上研修

【選択的予防介入】 **自殺未遂者支援についての研修**他、母子保健事業における人材育成研修、自殺対策相談支援研修、関係機関との連携のための事例検討会の実施、働く人のメンタルヘルス対策、地域における自殺対策の連携に向けた人材育成、緩和ケア研修会の開催、モデル地区における支援者の育成、精神保健等に関する包括的研修、事後対応に係る支援者向け手引きの作成

項目4 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備

【全体的予防介入】 **アルコール関連問題への対策、心のバリアフリーに向けた取組**他、学校出前講座の実施(児童・生徒対象)、川崎市職員メンタルヘルス対策、一般介護予防事業、

【選択的予防介入】 地域・職域連携推進事業、がん患者やその家族への支援の取組、うつ病家族セミナー、スクールソーシャルワーカーの配置、スクールカウンセラーの配置、各区精神保健相談

【個別的予防介入】 こころの電話相談、社会的ひきこもり相談、心神喪失者等医療観察法への対策

項目5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実

【全体的予防介入】 ホームドア等の設置支援、障害を理由とする差別解消の推進

【選択的予防介入】 **多重債務を含む消費生活相談、児童支援活動の推進**他、川崎市妊娠・出産包括支援事業、子ども・子育て支援、子ども専用・24時間子供SOS電話相談、インターネット問題相談、児童・青少年電話相談、コネクションかわさき、市民相談の実施、子どもの権利侵害・男女平等に関わる人権に関する人権オンブズパーソンによる相談等の実施、男女共同参画センターにおける総合相談、労働相談の実施、キャリアサポートかわさき、中小企業の融資相談、介護者への支援、介護予防・生活支援サービス事業、地域生活支援の充実、地域移行・地域定着支援事業、障害者に対する相談支援事業、障害特性を踏まえた就労マッチング事業、自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携の場の設置

【個別的予防介入】 **生活困窮者への支援**他、生活保護制度による支援、地域見守りネットワーク事業、川崎いのちの電話への支援

項目6 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

【全体的予防介入】 市民向け講演会の共催

【選択的予防介入】 かながわ自殺対策会議の設置

方針3【自殺防止のために支える】

項目7 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備

【個別的予防介入】 **精神科医療体制の整備**他、DPAT体制整備事業、自殺未遂者の救急搬送

項目8 自殺未遂者に対する支援

【個別的予防介入】 **自殺未遂者及びその家族への支援**他、自殺未遂者・家族等へのリーフレットの配布、

項目9 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援

【個別的予防介入】 遺児支援における連携、自死遺族支援リーフレット等の配布、自死遺族の集いの開催、自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施

第2次川崎市自殺対策総合推進計画（案）の策定に伴う パブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

本市では、自殺を社会全体で取り組む問題として捉え、誰もが自殺に追い込まれることのない、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に向け、社会的要因を踏まえた自殺対策を総合的に推進していくために、「第2次川崎市自殺対策総合推進計画（案）」をとりまとめ、皆様からの御意見を募集しました。

その結果、3通（意見総数6件）の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	第2次川崎市自殺対策総合推進計画（案）の策定について
募集期間	平成29年12月1日（金）～平成30年1月9日（火）
提出方法	電子メール、F a x、郵送、持参
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・市政だより ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所市政資料コーナー ・各区役所高齢・障害課窓口 ・健康福祉局障害保健福祉部精神保健課（ソリッドスクエア西館10階） ・関係団体への周知
公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所市政資料コーナー ・各区役所高齢・障害課窓口 ・健康福祉局障害保健福祉部精神保健課（ソリッドスクエア西館10階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	3通（6件）
電子メール	0通（0件）
F a x	2通（5件）
郵送	1通（1件）
持参	0通（0件）

4 主な意見と本市の対応

パブリックコメントの意見内容は、若年層に対する相談の取組や教育活動に対する意見など、趣旨が案に沿った御意見や今後の取組を進めていく上で参考とする御意見等がありました。

必要な時点更新等を行った上で、当初案のとおり「第2次川崎市自殺対策総合推進計画」を策定するとともに、寄せられた御意見については、今後の取組推進に活かしてまいります。

【意見に対する市の考え方の区分説明】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、当初案に反映したもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ、取組を推進するもの
- C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他

【御意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
計画（案）全般に関すること	0	1	0	0	0	1
計画（案）の取組項目に関すること	0	2	1	1	0	4
その他意見	0	0	0	0	1	1
合計	0	3	1	1	1	6

5 市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

別紙のとおり

6 問合せ先

健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

電話：044-200-3608 FAX：044-200-3932

「第2次川崎市自殺対策総合推進計画（案）」に対する意見の概要と市の考え方

(1) 計画（案）全般に関すること

番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	関係機関の立場から、自殺対策の推進に協力していきたいと考えている。	<p>本計画は、基本理念にあるとおり、多様な主体との協働により自殺に追い込まれない社会づくりを目指すもので、こころの健康セミナーや自死遺族の集いの開催など、精神保健センターと当事者団体を含む地域の関係機関との連携を前提とした取組を行っております。また、推進体制としても「川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議」を設置し、関係機関・団体が連携して自殺総合対策を推進していくこととしております。</p> <p>基本理念、計画の目標の実現のために、川崎市自殺対策の推進に関する条例第9条第1項に規定された9つの事項に関する意見を会議体といった様々な場を活用し伺いながら、関係機関と連携し取組みを推進してまいります。</p>	B

(2) 計画（案）の取組項目に関すること

番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
2	若者の相談ツールとしてLINEが有用であると思われる。報道で長野県の取組を紹介しており、相談件数が大幅に増加したと報じていた。	LINEは若年層にとって身近なツールであり、有効な相談手段となりうることは認識しております。しかし、SNSを使用した相談は、対面、電話による相談とは異なる手法が必要になることから、他自治体の取組を参考に検討を進めてまいります。	C

3	<p>子どもの自殺を防ぐには、自殺を考えている子どもの立場に立って考える必要があるため、家庭内、学校内といった取り巻く環境分析が欠かせない。</p>	<p>本計画では、主要な課題において、若年層における取組として、家庭、学校等においてこころの健康を支援する環境整備と、こころの健康づくりの推進を掲げており、重要なものであると認識しております。</p> <p>このため、子ども・子育て支援事業やこころの健康に関する調査研究及び普及啓発事業、学校出前講座の実施など、家庭・学校におけるこころの健康に関する環境整備やこころの健康づくりに取り組みながら、子どもの立場に立った自殺対策を進めていきます。</p>	B
4	<p>子どもは周囲の人間と関わり、信頼関係を結ぶことによって、自己肯定感を持ち、主体的、生産的になっていくと思う。組織作りも必要だが、子どもを見守り、必要としたときに手を差し伸べ、信頼関係を結ぶことが大事である。</p>	<p>本計画では、主要な課題において、若年層における自殺予防の取組として、自己肯定感の醸成を掲げていることから、子どもが周囲の人間と関わって信頼関係を結ぶことが必要だと考えております。このため、自分の存在を肯定し、自信をもって生きるとともに他者を尊重する姿勢を育むことを目的とする「いのち、こころの教育」の推進や多様性を認め、自己肯定感を高める教育活動などの推進につながる教職員の資質向上などを計画に位置付けています。こうした取組によって今後も引き続き、信頼関係を結び、自己肯定感を高める教育活動に取り組んでまいります。</p>	B

(3) その他意見

番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
5	<p>教育は信頼関係から生まれ、信頼関係ができれば自殺は減少する。学校で1クラスの人数を減らし、正規の教員を増やすことで、教師がゆとりを持ち、笑顔で子どもに向き合う要件を満たすことが必要である。このままのやり方だと命が軽く扱われることになる。</p>	<p>学校に求められる役割の拡大や、新たな教育課題等に対応するため、教員が本来的な業務に専念できる体制の整備が必要になっています。今年度実施した教職員の勤務実態調査の結果を踏まえ、業務の負担感等の分析を行い、業務の効率化及び学校の運営体制の円滑化に向けた取組を進めます。</p> <p>教職員の配置については、割り振られた教員定数を有効に活用しながら教育環境の一層の充実を図ることが重要であると考えており、今後も国の法改正による定数措置等を求めています。</p> <p>また、本市の教育においては、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置付けております。今後も引き続き、一人ひとりが国籍、文化、性別、障害、世代、考え方などの多様性を尊重し、互いの違いを認め合い、自己肯定感を高め、他者を大切にする教育活動を推進します。</p>	E
6	<p>市民とともに自殺者を減らすために行動するならば、議会・教育委員会等を率先して開かれた機関にすべきである。単なる形式でないことを望む。</p>	<p>本計画は議員提案により制定された「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づき作成した計画です。計画の進捗状況に関しましては、毎年度市議会に報告するなど連携して取組を進めてまいります。</p> <p>また、教育委員会では、地域住民の意向を反映した教育行政を実現するため、スクールミーティングや学校視察等により、保護者や地域住民の意見を聴くとともに、教育委員会会議を原則、公開としており、その会議録及び資料をホームページで公開するなど開かれた運営を行っています。</p> <p>なお、教育施策に関する情報については、「教育だよりかわさき」やホームページなどを通じて、市民に広く提供しています。</p>	E

第2次川崎市自殺対策総合推進計画[2018-2020年度]に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

基本方針	川崎市自殺対策の推進に関する条例第9条第1項に規定された9つの事項	具体的な取組	掲載ページ	取組の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
方針1 自殺の実情を知る	項目1 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供	取組1 自殺対策に関する調査研究	P28	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組2 自殺関連情報の提供	P28	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組3 かわさき市民アンケートの定期的な実施	P28	総務企画局 企画調整課 [市民との対話担当]	200-2025	23201
		取組4 自殺未遂者実態把握	P28	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
	項目2 自殺の防止等に関する市民の理解の増進	取組5 「いのち、こころの教育」の推進	P28	教育委員会 事務局企画課	200-3307	50201
		取組6 自殺予防に関する普及啓発事業	P29	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組7 かわさき健康づくり21関連事業	P29	健康福祉局 健康増進課	200-2429	32701
		取組8 産業保健分野への普及啓発	P29	経済労働局 労働雇用部	200-2298	28801
		取組9 モデル地区における普及啓発	P29	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
方針2 自殺防止のためにつながる	項目3 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	取組10 教職員の資質向上	P30	教育委員会 事務局総合教育センター	844-3730	
		取組11 教職員向け心の健康相談支援事業	P30	教育委員会 事務局健康教育課	200-3292	51201
		取組12 児童・思春期事例検討会の開催	P30	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組13 学校出前講座(教職員対象)の実施	P30	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組14 市職員の人材育成	P30	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組15 ゲートキーパー講習の実施	P30	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組16 かかりつけ医うつ病対応力向上研修	P31	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603

第2次川崎市自殺対策総合推進計画[2018-2020年度]に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

基本方針	川崎市自殺対策の推進に関する条例第9条第1項に規定された9つの事項	具体的な取り組み	掲載ページ	施策の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
方針2 自殺防止のためにつながる	項目3 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	取組17 母子保健事業における人材育成研修	P31	こども未来局 こども保健福祉課	200-2658	43401
		取組18 自殺対策相談支援研修	P31	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組19 関係機関との連携のための事例検討会の実施	P31	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組20 働く人のメンタルヘルス対策	P31	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組21 地域における自殺対策の連携に向けた人材育成	P31	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組22 緩和ケア研修会の開催	P31	病院局 井田病院地域医療部	766-2188	79275
		取組23 モデル地区における支援者の育成	P31	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組24 精神保健等に関する包括的研修	P31	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901
		取組25 事後対応に係る支援者向け手引きの作成	P32	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
	取組26 自殺未遂者支援についての研修	P32	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603	
	項目4 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	取組27 学校出前講座の実施(児童・生徒対象)	P33	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組28 川崎市職員メンタルヘルス対策	P33	総合企画局 職員厚生課	200-2138	22301
		取組29 アルコール関連問題への対策	P33	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組30 一般介護予防事業	P33	健康福祉局 健康増進課	200-2429	32701
				健康福祉局 地域包括ケア推進室〔地域保健〕	200-2484	32901
取組31 心のバリアフリーに向けた取組	P33	市民文化局 オリンピック・パラリンピック推進室	200-0564	27501		

第2次川崎市自殺対策総合推進計画[2018-2020年度]に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

基本方針	川崎市自殺対策の推進に関する条例第9条第1項に規定された9つの事項	具体的な取り組み	掲載ページ	施策の主な所管部署	電話番号	
						内線
方針2 自殺防止のためにつながる	項目4 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	取組3 2 地域・職域連携推進事業	P34	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組3 3 がん患者やその家族への支援の取組	P34	病院局 井田病院地域医療部	766-2188	79275
		取組3 4 うつ病家族セミナー	P34	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組3 5 スクールソーシャルワーカーの配置	P34	教育委員会 事務局教育改革推進担当	200-2465	51406
		取組3 6 スクールカウンセラーの配置	P34	教育委員会 事務局総合教育センター	844-6701	
		取組3 7 各区精神保健相談	P34	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901
		取組3 8 こころの電話相談	P35	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組3 9 社会的ひきこもり相談	P35	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組4 0 心神喪失者等医療観察法への対策	P35	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
	項目5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実	取組4 1 ホームドア等の設置支援	P36	まちづくり局 交通政策室	200-3549	35851
		取組4 2 障害を理由とする差別解消の推進	P36	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
		取組4 3 川崎市妊娠・出産包括支援事業	P36	こども未来局 こども保健福祉課	200-2658	43401
		取組4 4 子ども・子育て支援	P36	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室	200-0084	43801
		取組4 5 子ども専用・24時間子供SOS電話相談	P36	教育委員会事務局 指導課	200-3284	51301
		取組4 6 インターネット問題相談	P37	教育委員会 事務局総合教育センター	844-3712	
		取組4 7 児童・青少年電話相談	P37	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室	200-0084	43801

第2次川崎市自殺対策総合推進計画[2018-2020年度]に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

基本方針	川崎市自殺対策の推進に関する条例第9条第1項に規定された9つの事項	具体的な取り組み	掲載ページ	施策の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
方針2 自殺防止のためにつながる	項目5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実	取組48 コネクションズかわさき (かわさき若者サポートステーション)	P37	経済労働局 労働雇用部	200-2278	28802
		取組49 市民相談の実施	P37	市民文化局 市民活動推進課	200-3716	26201
		取組50 子どもの権利侵害・男女平等に関わる人権に関する人権オンブズパーソンによる相談等の実施	P37	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当	813-3114	
		取組51 男女共同参画センターにおける総合相談	P37	市民文化局 人権・男女共同参画室	200-2300	27221
		取組52 多重債務を含む消費生活相談	P37	経済労働局 消費者行政センター	200-2261	54800
		取組53 労働相談の実施	P38	経済労働局 労働雇用部	200-2298	28801
		取組54 キャリアサポートかわさき	P38	経済労働局 労働雇用部	200-2278	28802
		取組55 中小企業の融資相談	P38	経済労働局 金融課	544-1845	
		取組56 介護者への支援	P38	健康福祉局 地域包括ケア推進室〔地域保健〕	200-2484	32901
				健康福祉局 地域包括ケア推進室〔専門支援〕	200-3899	32903
		取組57 介護予防・生活支援サービス事業	P38	健康福祉局 地域包括ケア推進室〔地域保健〕	200-2484	32901
				健康福祉局 健康増進課	200-2429	32701
		取組58 地域生活支援の充実	P38	健康福祉局 障害計画課	200-2663	33601
取組59 地域移行・地域定着支援事業	P39	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603		
取組60 障害者に対する相談支援事業	P39	健康福祉局 地域包括ケア推進室〔専門支援〕	200-3899	32903		

第2次川崎市自殺対策総合推進計画[2018-2020年度]に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

基本方針	川崎市自殺対策の推進に関する条例第9条第1項に規定された9つの事項	具体的な取り組み	掲載ページ	施策の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
方針2 自殺防止のためにつながる	項目5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実	取組6-1 障害特性を踏まえた就労マッチング事業	P39	健康福祉局 障害者雇用・就労推進課	200-2682	33701
		取組6-2 児童支援活動の推進	P39	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室	200-0084	43801
		取組6-3 自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携の場の設置	P40	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組6-4 生活困窮者への支援	P40	健康福祉局 生活保護・自立支援室	200-3496	33302
		取組6-5 生活保護制度による支援	P40	健康福祉局 生活保護・自立支援室	200-2644	33301
		取組6-6 地域見守りネットワーク事業	P40	健康福祉局 地域包括ケア推進室〔地域福祉〕	200-2625	33201
				健康福祉局 高齢者在宅サービス課	200-2650	32501
	取組6-7 川崎いのちの電話への支援	P40	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901	
	項目6 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援	取組6-8 市民向け講演会の共催	P41	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組6-9 かながわ自殺対策会議の設置	P41	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
方針3 自殺防止のために支える	項目7 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備	取組7-0 精神科医療体制の整備	P42	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901
		取組7-1 DPAT体制整備事業	P42	健康福祉局 精神保健課	200-2430	33901
		取組7-2 自殺未遂者の救急搬送	P42	消防局 救急課	223-2621	48501
	項目8 自殺未遂者に対する支援	取組7-3 自殺未遂者・家族等へのリーフレットの配布	P42	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
		取組7-4 自殺未遂者及びその家族への支援	P42	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603
項目9 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援	取組7-5 遺児支援における連携	P43	健康福祉局 精神保健福祉センター	200-2511	33603	

